

一方、先生御指摘の中教審での議論でございますけれども、中教審におきましては、国公私立の設置主体にかかわらず、各大学が将来を見据えて自らの強みや独自性を意識した上で将来の発展の方向性を図るといふうなことが重要であるといふことを踏まえまして、我が国の必要な人材を育成するという観点から、大学がどのような強み、特色を持つて何に重点を置いていくのかという観点からのいわゆる機能別分化の視点を踏まえたような議論を今していただいております。

引き続き、中教審においては、専門的な議論を深めて、その検討を進めていきたいと考えているところでございます。

○木戸口英司君 終わります。

○蓮舫君 立憲民主党の蓮舫です。

文科省の教育現場への不当な介入問題ですが、高橋局長の答弁は、心身の発達が進んだ段階にあり、必ずしも公正な判断を行う能力が十分に備わっていない中学生に対し適切な配慮が求められるから地教法第五十三条の調査をした、その結果、助言は、四十八条に基づいて、本人の違法行為で停職相当と伝え、もう少し慎重な検討が必要ではなかったかと伝えた。要するに、本人の違法状態で停職相当を知らなかったことが問題なんですか。○政府参考人（高橋道 and 和君） 講師に招くに当たっては、そういったことを十分配慮して判断すべ

きでなかったかと、そういうことでございます。

○蓮舫君 じゃ、知って呼んでいたら問題なかったんですね。

○政府参考人（高橋道 and 和君） ちよつと個別の事案については、仮定にはちよつとお答えは控えたと思います。

○蓮舫君 では、これから前川氏が様々な中学校で講演を行うときには、必ずこれを前例に、市の教育委員会に知っていましたかと確認をしますね。

○政府参考人（高橋道 and 和君） 先ほども御答弁申し上げましたが、それは対応は様々でございますので、個別の事案について一概に申し上げることは困難でございます。

○蓮舫君 学校以外で中学生を集めた場所で前川さんが講演をするときには、民間の主催者には知っているかとお伝えしますか。

○政府参考人（高橋道 and 和君） 前川事務次官は様々などころで講演をしているということは報道等において承知しておりますが、今回、あくまで義務教育の学校において、公立学校の現場において、教育課程に位置付けられる授業の中というところで問合せをしたものでございます。

○蓮舫君 私は、今回の二人の自民党の議員の取られた行動というのは、文科省にとつて本当に試金石だったと思います。なぜ止めなかったんですか。なぜ議員を説得しなかったんですか。なぜ言

われるがままに学校現場に直接質問状を送るようなことをしたのか、非常に大きな問題だと私は思っています。自民党の池田議員が文科省から求められて言った感想二点が、偶然そのまま文科省の意思の質問に反映をされた。これ、日本語では添削といひます。

動員等が行われた事実があつたか、明確に御教示くださいとの質問項目がありますが、これはなぜ聞いたんでしょうか。

○政府参考人（高橋道 and 和君） あくまで、議員からはコメントはいただきませんが、最終的にそれは初中局の判断として質問項目は作成をしております。

今の御質問の動員のところにつきましては、そういうふうな見方があるということに気付きましたので、多角的に確認をするということ、初中局の判断でその質問を作成したということでございます。

○蓮舫君 動員という見方に気付いた。それは何の根拠で調査されたんですか。

○政府参考人（高橋道 and 和君） 根拠というのが法的な根拠ということであれば、今回は地教法の五十三条に基づく調査ということでございます。

○蓮舫君 午前中の神本委員の質問に対して、今回の五十三条の調査というのは、指導要領に違反するおそれ、特定の児童生徒に不利益を生じるお

それがあるので調査と答えられている。

動員の是非はどちらに当たるんですか。

○政府参考人（高橋道和君） 今回は、この授業の目的が真に生徒の学習を優先したのものとなっているかどうか、あるいは保護者に講演を聞かせることが目的じゃないかということについて確認が必要であると判断したものでございます。

○蓮舫君 いや、違います。午前中の神本委員の質問にはつきり高橋局長は言ったのは、指導要領に違反するおそれ、特定の児童生徒に不利益を生じるおそれがあるので調査。

でも、この動員の質問は、生徒以外の保護者ら、保護者ほどの程度参加し、保護者以外の方はどのような程度参加されたのか、動員が行われた事実があるか。子供、指導要領以外のことで動員を聞いているんです。なぜですか。

○政府参考人（高橋道和君） あくまで、今回の授業の目的が生徒の学習の観点であったのか、あるいは保護者に講演を聞かせることが目的になっていた部分があるのか、そういったことを判断するために確認をしたということでございます。

○蓮舫君 結局、なぜだと答えられないところが、議員が質問をさせたかささないかという違いに私たちが疑いを持ってしまふところなんです。本当は、高橋局長はそこをしつかり明確に話さなければ、文科省が主体的に調査をしたと胸を張って言

える事案ではないんですよ、これは。

動員だと、私、むしろ文科省が調査して助言すべき事態は、この前川さんの講演ではなくて今治市の教育委員会ではないかと思えます。

先週金曜日の私の質問で、先週の木曜日に発売された大手週刊誌、その報道で、今治市の教育委員会が加計学園の獣医学部開設説明会に、市内公立の全小中学校、高校に動員要請をしていた事実の確認を求めました。結果、どうでした。

○政府参考人（高橋道和君） 議員からお尋ねのありました件につきまして、今治市に事実確認をしたところ、本年一月二十一日に開催された岡山理科大学獣医学部の開設説明会に関して、一月五日に同市教育委員会から市内の小中高等学校に対して案内状を送付したということをお聞きしました。

○蓮舫君 先週の金曜日に私はこの事実確認をして、その通知を私にくださいということをお願いをしました。実は昨日の朝まで、まだ分かりませんが、まだ調査していますと言われたので、私が独自に入手をしたその市の通知を文科省にむしろ逆にお見せをしたらすぐ出てきたということがありました。

この間、どんな調査をされていたんですか。  
○政府参考人（高橋道和君） まずは愛媛県の教育委員会の方に問合せをしました。そして、今治市の教育委員会の方に直接尋ねてほしいというこ

とで、今治市の教育委員会から資料をいただいたところでございます。

○蓮舫君 与党の質問に比べると、野党の一議員の私の対応は随分と丁寧ではないということがよく分かったんですけれども、この案件、文科省はいつ知りましたか。

○政府参考人（高橋道和君） 済みません、ちょっと文科省ということでも適切なお答えになるか分かりませんが、私は前回の質問で知りませんでした。  
○蓮舫君 先週木曜日の週刊誌で報道されると同時に、併せて日本テレビ系列、テレビ朝日系列、ヤフーニュースなど、ネット、テレビでかなりこれは複数回繰り返されて報道されていますが、中等教育課でも結構ですし、文科省でも結構ですし、局長の耳に入っていないということは、文科省は誰一人気付かなかったということでしょうか。

○政府参考人（高橋道和君） あくまで私がそれまで承知していなかったということでございます。初中局のほかの職員あるいは文科省の職員については、認知していたかどうかは私としては承知しておりませんということでございます。

○蓮舫君 前川さんの中日新聞で報道された記事というのは、十七面、新聞の真ん中の部分の非常に小さな記事なんです。この小さな記事には物すごく早く反応して、キー局、東京キー局のテレビがニュースで何度も繰り返して報道、あるいは

ヤフーニュースというのはネットではかなり頻繁に報道が繰り返されるもの、そこで報道される内容は全く知らなかったというこの違いが私には不思議で仕方がないんですが、この通知を見られて高橋局長は何か感じることがありましたか。

○政府参考人（高橋道和君） 今治市教育委員会からは、子供たちの将来の進路を広げるとともに、進路指導の充実のために役立つってほしいという思いから市教育委員会としてこういった案内状を送付したと聞いております。

○蓮舫君 皆様のお手元に資料をお配りをさせていただいていますが、今、高橋局長が言ったような目的はどこにもまず書いてありません。

今治市教育委員会教育長の名前で、市内の各高等学校校長には、岡山理科大学獣医学部開設説明会への御案内として、できるだけ多くの先生方や保護者の方に御参加の御協力賜りたいと存じます、そして参加者の名簿の返信も求めています。市内各小中学校長には、保護者、教職員に対して参加者を募っていただき、期日指定で添付の参加者名簿の返信を求めています。しかも二枚目、人数の目安も、三枚目ですね、丁寧に書いてあります。児童生徒数百人以下は三名、百一から三百人は四名、三百一人以上は五名と、ノルマと取れる目標人数が明記。

これは市の教育委員会として適正な活動でしょ

うか、局長。

○政府参考人（高橋道和君） 今治市教育委員会からは、繰り返すようになりますが、子供たちの将来の進路を広げ、進路指導の充実を生かしてもらいたいとの思いから、市内の小中高등학교の校長に対し教員及び保護者の参加について協力を依頼したものであると聞いております。

なお、本件は、説明会の参加を強制するものではなく、参加の意思を示していない学校もあったということも聞いております。

さらに、今人数のお話でしたが、この点につきましては、会場の収容人員に限りがあったため参加人数を目安として示したものであるというよう報告を受けております。

○蓮舫君 市の教育委員会が、所管外の私立大学の説明会に、市内の全高校、全小中学校に動員を要請するのは問題があるとは思わないんですね。

○政府参考人（高橋道和君） 教育委員会がこのような説明会への教員や保護者の参加について校長に対して協力を依頼するかどうか、また協力依頼の方法や内容については、その説明会の趣旨や協力依頼の目的等に応じて各教育委員会において適切に判断すべきものであると考えております。

○蓮舫君 人事権を持つ教育委員会からの要請で、名簿を送り返してくれというところには職業欄がある、記載してくれと。つまり、教師は断れない。

強制、強要と受け止められかねないんじゃないですか。

○政府参考人（高橋道和君） 今参加者名簿のお話でしたが、今治市の教育委員会からは、当初参加者名簿の提出を各学校に依頼したことは事実であるが、結果としてこの名簿については参加人数の把握にのみ使用し破棄したと聞いております。

○蓮舫君 この件に関しては、向こうが言うことをそのまま納得してメールで質問も出していないんですね。分かりやすいですね、文科省の行動がいいですか。教育委員会が、じゃ、日曜日に行われる一私立大学、所管外の大学の説明会に、人事権を持つ教員に、そして公立高校と小中学校に通う保護者全員に参加を促す案内をする根拠は法律の何条にありますか。

○委員長（高階恵美子君） どなたがお答えになりますか。

○政府参考人（高橋道和君） 済みません、ちょっと通告が、そこまでいただいておりますので、ちょっと今にわかに、手元に根拠条文を持ち合わせておりません。

○蓮舫君 地教法には、教育委員会の行われる権限というのが明確に規定されていますが、その中で、所管内の小中学校に動員を促すような事務を行っていいという根拠はありますか。

○委員長（高階恵美子君） どなたが答えられますか。

時計を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長（高階恵美子君） 速記を起こしてください。

○政府参考人（高橋道和君） 教育委員会の権限の中には、例えば生徒指導に関するということが入っております。進路指導もそのうちのひとつと考えれば、そういったところに根拠は求められるのではないかと思います。なお、ちよつとこれについては確認をさせていただきたいと思ひます。

○蓮舫君 小学生の保護者にも、進路指導で市の教育委員会が加計学園の開設説明会に参加を促すことは法的根拠があるということですね。

○政府参考人（高橋道和君） 市の教育委員会からは、子供たちの、これは高校生だけでなく、将来の進路を広げ、進路指導の充実に生かしたいとの思いから協力を呼びかけたと聞いております。○蓮舫君 先週金曜日の委員会で、私は今治市教育委員会の動員要請の報道に係る事実関係を把握できる関係文書、全て提出を求めました。

今年一月五日に発出した各高校、各小中学校校長へのファクスは私に提出をされましたが、これに関するファクスはそれ以外にはないんでしょか。

○政府参考人（高橋道和君） 私どもが市の教育委員会から提出を受けた文書については、全てお渡しをさせていただきました。

○蓮舫君 実はまだあります。更に言えば、市の教育委員会から要請を受けた高校学校長、小中学校校長が保護者にどういふふうにあれを送ったのかも私は調べました。

ある小学校、本校からは四名程度参加することが可能、ノルマを明らかに意識した案内を送っています。ほかの小学校校長は保護者への案内に、今治市の教育委員会から参加依頼がありましたと明記。ある中学校、教育委員会より本校職員と保護者の参加を取りまとめるよう依頼がありましたと出席要請をした上で、参加者の旅費は学校より支給と案内されています。

文科省、この事実把握していますか。

○政府参考人（高橋道和君） ただいま委員が御説明された事実については承知をしております。

○蓮舫君 学校がこれ、この予算どこから出すのか、私ちよつとにわかには考え付かないんですけど、予算まで使つて一私立大学の開設説明会に保護者の参加、先生も要請、教育委員会の影響つてやっぱりすごく小さくないということがむしろ分かるんですけれども、文科省としては、今私が説明したこと、自分たちが把握をしたこと、今私から言われて知ったことも含めて、これはもう

大した問題ではないという認識でしょうか。

○政府参考人（高橋道和君） 基本的には、これは教育委員会がその説明会の趣旨、協力依頼の目的等に応じて各教育委員会において適切に判断すべきものと考えております。

○蓮舫君 文科省が私に提出したファクス以外では、これ、名簿をファクスで送り返す締切りは一月の十二日の金曜日の十六時でした。続きがあるんです、ファクスには。その締切りの週末を明け十五日に、教育長と学校教育課長の名前で、やはり全ての市内高等学校と全ての市内小中学校長にファクスがされています。それ資料で付けさせていただきます。

そこには、二十一日の大学説明会参加について、名簿を送り返してきたことですね、配意いただきありがとうございます。お礼です、丁寧です。

その上で、今後の進路指導や進路選択に役立てていただければ、ここでようやく進路選択という言葉が出てくるんです。保護者、教職員の理解を深めて、進路指導の充実に役立てていただきたいと思ひますと明記。これは読みよつによつては、小学校の先生、親にも進路指導に役立ててほしい、指示内容の暗示とも取れるとは思ひますが、これも適切だという理解でしょうか。

○政府参考人（高橋道和君） このファクス一枚については、私どもはこれは入手をしております

んでしたので、今日初めて見たところでございます。

○蓮舫君 何を調べたんですか。何を今治市の教育委員会にお求めになられたんですか。

今治市の教育委員会に求めていたきたいのは、文教科科学委員会として理事会協議となっている案件では、学校法人加計学園の獣医学部の開設説明会に際して今治市教育委員会が市内の全ての公立小中高校に対して動員要請を行い、参加者リストの提出を求めたとの報道に係る事実関係を把握できる資料及び関係公文書の提出を私は求めましたが、なぜ切り取って、最初の要請、いわゆる動員要請のページだけを私に出して、それ以外は知らなかったと言っているのでしょうか。

○政府参考人(高橋道和君) 私どもは、理事会協議上の趣旨を踏まえて今治市に資料をお願いし、そして今治市から提出があった資料については全てお渡しをさせていただいております。

○蓮舫君 前川さんのときには、赤池議員からの官房長へのショートメールだけで、対応しますという返事。そして、その翌日に池田議員から記事の提供をもらって、しかも、この記事の提供をもらったことはその後しばらく伏せられていたんですが、NHKでこの問題が大ごとだと報道された夜、教育課程課長の淵上さんが記者に対してレクチャーを行っているんですが、自分たちの課内で

見付けたとうそをついていました。しかも、課内で見付けた理由は何かといったら、教育課程課は常に地方紙を取っているという、これもうそでした。後にこれがうそだということが分かって、前回の私の質問のときに質問通告に入れたら、高橋局長は、そのときまで、NHKの報道があるまで局長も課長もこの事実を知らなかったと合わせているんですね、うそをついたということがばれないように。

つまり、前川さんの案件のときには、この小さな記事だけで二回も質問をメールでやり、中身は謝金や、裏が取れていない報道や、あるいは根拠が希薄な動員や、あるいはなぜこの人を呼んだかと、微に入り細に入り聞いておいて、この正式な国会の委員会の場で私が資料要求をした、この今治市の教育委員会が発出した公文書を全て出してくれと言ったら、切り取って一部だけを出してくるんでしょうか。この違いは何でしょうか。国会よりも自民党の文教部会長と部会長代理からの要請の方が大事だということでしょうか。

○政府参考人(高橋道和君) まず、今うそをついたと言われましたので、そこだけは釈明をさせていただきたいと思いますが、私が当初、このNHKの報道になるまでにその新聞記事が池田議員から提供されたものということを知らなかったというの事実でございます。課長についても恐ら

くは事実誤認などがあったと思います。決してうそをついたわけではないと思います。

それから、今の御質問でございますけれども、私どもとしては、国会での要請でございますので、速やかに対応させていただいて、その趣旨は今治市の教育委員会にお伝えし、そして今治市の教育委員会から来たものについては全て提供しておりますので、決して私どものところで一部の資料を除いたり、そういったことはしてはいないということだけは御説明をさせていただきたいと思っております。

○蓮舫君 前川さんの事例と違って、私から、委員会からの要請には丁寧な対応、丁寧な調査をしていなかったということがむしろ分かりました。それと、淵上課長の件ですけれども、うそをついたと私の言い方が気に食わないのであれば変えます。事実を反することを言われました。しかも、NHKの報道があつて複数の記者が問い合わせたときに、公的に文科省として対応した淵上課長は、課内で見付けた、課内では地方紙を常に取っているという、これ両方とも事実を反しています。そのことを後に、しかも、淵上課長は、池田議員に状況説明の一緒に行かれた現場にもおられるんです。しかも、淵上課長の部下が池田さんから、池田議員から新聞の提供はいただいている。知らないというのはとてもじゃないけど通りませんよ。

さらに、この件を後にメディアに聞かれたとき



に課長は記憶を失っています。今は明確に覚えていない。もう国家公務員の資料がない、記録がない、しまいには記憶がなくなるのはやめた方がいいと私は思います。間違ったら間違ってたつて言えればいいですよ。それをその後上書きするように、議員からの質問に追及されないように合わせていくというような先例はつくらないでいただきたいと思えます。

それと、教育委員会の意義としては、政治的中立性の確保があります。特定の党派的影響から中立性を確保することが必要というのが教育委員会の意義です。加計学園は昨年からずっと国会で問題になっています。このこと、課長は御存じですね。

○政府参考人(高橋道和君) そういうことは承知しております。

○蓮舫君 まさに文科省と内閣府の問題なんです、この加計学園も。官邸の最高レベルが言っている、総理の御意向などと記された文書が発覚して、官房長官は怪文書のようなものと切り捨て、後に文部科学省内の調査で十九文書のうち十四文書が本物だったことが明らかになりました、存在が確認されました。この文書の内容に沿った形で国家戦略特区、地方創生です、加計学園に獣医学部の新設、規制緩和を認める手続がなされたのではないかという大問題になりました。これ、まだ決着して

いません。

安倍総理の腹心の友に周りがそんたくをして規制緩和をしたと疑われているんです。この大学に、公立の全ての小中高校の先生、保護者全員に説明会に参加を促し、進路指導に役立てるように指導するのは、教育委員会の政治的中立性が確保をされていると文科省として判断をしますか。

○政府参考人(高橋道和君) いささかちよつと私の所管を超えるところもございますけれども、一応正式な手続で認可された大学に対する説明会を進路指導の一環として参加を求めたという市教育委員会の判断については、それは基本的には市教育委員会が適切に判断されたものであろうと考えております。

○蓮舫君 安倍総理の腹心の友が理事長である加計学園の規制緩和について、また総理の御意向メモの存在があると発言し、行政がゆがめられたと国会でも証言をされた前川前事務次官には、中学で講演したときには迅速に反応して調査をし、教育現場への介入を疑われる行動を取った文科省が、一方で、あからさまに学校の自治に反する動員を要請する、ノルマも示す、名簿も返信させるような市の教育委員会の政治的中立性を疑う、あるいは法的根拠が疑われる事案には調査をしないというの、私は納得ができません。

大臣、これ調査はせめて行うべきだと思います

が、いかがでしょうか。

○国務大臣(林芳正君) 問合せをしたことは、委員から国会の場であったことに基づいてやっておりますので、ちよつと突然のお尋ねでございますが、まあこれも広い意味ではこの調査ということになりますので、もし足りないという御指摘があれば、またそれを踏まえて、必要なことはしっかりとやってまいりたいと思っております。

○蓮舫君 高橋局長、平成十八年、国会で大問題になったやらせのタウンミーティングの問題、御記憶ですか。

○政府参考人(高橋道和君) 今の私の所管とはちよつと異なりますが、承知しております。

○蓮舫君 第一次安倍内閣のときです。愛国心あるいは家庭教育を重んじるような中身を盛り込んだ改正教育基本法案、これが相当国会では大きな問題になっていました。その前提となつて、国民の声を聞く教育改革タウンミーティング、大臣が地域にまで出かけて地域住民の声を生で聞くんだ、この目的自体は私は評価を当時もしていました。それを行ったんですが、ところが八回中六回でやらせが発覚しました。国が動員を依頼をし、名簿を県や市の教育委員会が取りまとめ、かつ家庭教育の大切さを訴える原稿を文科省が書いて、それを教育委員会が依頼した発言者に発言をさせた。その上で、その方に謝金を払っていたという問題

です。

これ、文科省自作自演のやらせは国会でも大きな問題になりました。これは調査委員会が発足し、大臣がその調査報告を受けて、十二月に会見で当時窓口だった二人の職員の処分を発表しました。一人は、白間大臣官房審議官、初等中等教育担当です。もう一人は高橋局長ですね。

局長、当時は大臣官房総括教育監督官、嚴重注意を受けています。なぜですか。

○政府参考人（藤原誠君） お答え申し上げます。委員御指摘の教育改革タウンミーティングに關しましては、委員御指摘のとおり、事前に発言候補者を確保することを開催地の教育委員会に依頼したこと、それから当該発言候補者の発言の際の資料として質問案を作成し送付したことなどにつきまして、これが国民に対して不透明な印象を与えるなど教育行政に対する信頼を損ねるものであることから、委員御指摘のとおり、高橋現局長を含めて関係者に対する処分を行ったところでございます。

○蓮舫君 大臣が会見で明言しています。当時窓口となっていたのは白間君と高橋君の兩名です。二人だけなんです。複数じゃないです。白間君については、大臣官房企画官及び大臣官房総務課広報室長であった当時、自ら判断をし、上司に報告をしながらこのことを行っていたということだ

告になっていきます。高橋君は、大臣官房総務教育改革官であった当時、内閣府からの依頼を受けてそれを実行したという事実がありますので、文書で嚴重注意いたしました。

高橋局長、このときの嚴重注意を受けて、どのように自分の中で文科行政を信頼を失墜させたことを信頼回復につなげていこうと誓われましたか。

○政府参考人（藤原誠君） お答え申し上げます。委員御指摘の件につきましては、私どもとしては真摯に反省した上で、その後のタウンミーティングの運営については、参加募集は公正公平に行うこと、それから出された意見を適切にフィードバックすることなどの改善を行っているところでございます。

○政府参考人（高橋道和君） 私は現在、初等中等教育局という立場でその職務に関する答弁をすることを職務としてこの場に来ておりますので、今の質問へのお答えは差し控えていただきたいと思います。

○蓮舫君 組織を挙げて動員要請をして、そして法律案の内容に沿った発言を強要させて、それに対して謝金を払って、大臣自らが二割の給与を自主返納して、そして部下である二人を処分をして、教育行政への信頼を失墜させた重みというのを発表されています。

それだからこそ、心身の発達が途上段階にある、

必ずしも公正な判断を行う能力が十分に備わっていない中学生に対して責任を持つ高橋局長は、この今治市の教育委員会が行った小学校、中学校の保護者に進路指導という名目で政治的中立性が疑われている大学への開設説明会に動員をさせるといようなことは、むしろ過去処分を受けたあなただからこそやってはいけないんだと、もつと自発的に調査をして指導、助言を行うべきだと私は考えますが、いかがでしょうか。

○政府参考人（高橋道和君） 先ほど大臣からも答弁もございましたので、政務三役とよく相談して対応したいと思えます。

○蓮舫君 今日の質問をしてみてもやはり思うんですけれども、国会の委員会の軽さ、それと与党議員への丁寧な対応、これは是非正をしていたきたいと思います。

国会の委員会で求めたもので調査を求めたら、中途半端な調査と、これだけをもりましたというふうなファクスをもらって、私が入手しているものは、今初めて聞きました。でも、赤池さんやあるいは池田さんという自民党の、与党の文科省の提出する法案の決定権に重き裁量を持っている方たちがショートメールをしたことに対しては迅速に対応して、微に入り細に入り、その人の、まさに人権さえも疑えるような又聞きの報道で質問をするような調査を行って、知らなかったことが

悪いんだという助言を無理やり法律根拠をつくって行えるという、まさにダブルスタンダードだと思いますので、この問題、引き続き質問させていただきますと思います。

ありがとうございます。

○松沢成文君 希望の党の松沢成文でございます。

大臣、長時間お疲れさまでございます。私が最後の質問者ですので、三十分間よろしくお願いいたします。

前回の予算の委嘱審査のときの私の質問は、大学教育問題。引き続き、今日この問題から質問させていただきます。

全国知事会などの団体から地方大学の振興や大学の一極集中の是正がずっと求められておりまして、昨年九月、私立大学等の定員増を許可しないことなどを内容とする特別告示が文科省から出されました。来年度と再来年度、東京二十三区内の大学の定員は抑制方向でいくと。それに加えて、これを受けた形で、今回、東京二十三区内の大学定員を十年間抑制することを含む地方大学振興法、いわゆるですね、地方大学振興法が提案されて、今、これ、所管内閣府ですから、内閣の委員会の方で議論がされているわけでありまして。

私は、どうしてもこの政策は解せないんですね。東京二十三区の大学生の数を今後十年間増やしてはいけないという規制を掛けるわけですね。こう

いうことをやると、スクラップ・アンド・ビルド、総員はそのままで、中で学部をちよつとつくり替えるというのは許されるかもしれませんが、これも、原則として大学を大きくしたいというような学部編成というのはもうできなくなるわけですね。

大学というのは、どのような教育を行うかというの自由は決定できる、大学の教育の自由というの保障されなければならぬ、これは憲法上の自由権です。もつと言えば、大学の自治が保障されていなければならないのに、こういう東京二十三区内の大学だけ総員規制を掛けるというのは、私は、大学の自由、大学の自治を侵害するのではないか、反する方向があるんじゃないかと思うんですが、大臣はいかがお考えでしょうか。

○国務大臣(林芳正君) 憲法二十三条には、学問の自由は、これを保障すると、こういうふうに掲げられておるところでございますが、この学問の自由は憲法により広く全ての国民に保障されたものであり、特に大学における学問研究及びその成果の発表、教授が自由に行われることを保障したものであると、こういうふうに承知をしております。また、大学の自治は憲法により保障された学問の自由の精神に由来するものでございまして、教育研究に関する大学の自主性を尊重する制度と慣行であると、こういうふう承知をしております。

す。

今お尋ねの東京二十三区の大学の定員増の抑制でございますが、昨年十二月に閣議決定をされたまち・ひと・しごと創生総合戦略二〇一七改訂版におきまして、東京二十三区においては原則として大学の定員増を認めないこととされたことを踏まえて、地方創生や東京一極集中是正の観点から、大学の設置や収容定員増等について抑制をしたものであります。したがって、各大学の教育研究の内容や活動を制限するのではなく、それぞれの大学の自治を侵したり各学生が大学で学ぶ機会を妨げたりするものではないと、そういうふうに考えております。

○松沢成文君 大臣、ちよつとここは事前通告していませんが、今の大学の教育の自由を逆方向から見てみると、これ、学生たちにとって、好きなところで好きな教科を学べる、選択できる、つまり学生の教育を受ける権利というの私も私はあると思うふうに思っています。それを侵害する方向になるんじゃないでしょうか。ここはどう考えますか。

○政府参考人(義本博司君) お答えいたします。今大臣から答弁させていただきましたように、この規制につきましては、いわゆる大学の設置や収容定員の増についての抑制をしたものでございます。